



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課）	1
県営土地改良事業変更計画の決定（村づくり計画課）	1
公共測量の実施の終了の通知（道路管理課）	2
臨港地区の区域の案の縦覧（港湾課）	2
都市計画事業の変更の認可（都市公園課）	2

公 告

県営土地改良事業の工事の完了（村づくり計画課）	2
建設業者の許可の取消し（技術・建設業課）	3

告 示

沖縄県告示第449号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、高阿良後地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和4年12月7日から令和5年1月10日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、伊江東部地区県営土地改良事業（農業用排水施設）変更計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和4年12月7日から令和5年1月10日まで
- 縦覧に供する場所 伊江村役場
- その他 この告示に係る変更計画（以下「変更計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、変更計画の決定については、上記の審査請求のほか、変更計画の決定があったこと（審査請求を

した場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと)を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、変更計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第451号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつた。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市字登野城地内
- 2 公共測量を実施した期間 令和4年9月20日から同年10月31日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第452号

港湾法(昭和25年法律第218号)第38条第1項の規定により、臨港地区を定める予定であり、次のとおり当該臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

令和4年12月6日

長山港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 臨港地区の区域の案 宮古島市伊良部字伊良部地内
- 2 臨港地区の区域の案の縦覧場所 沖縄県土木建築部港湾課、沖縄県宮古土木事務所、宮古島市役所及び宮古島市役所伊良部出張所
- 3 臨港地区の区域の案の縦覧期間 この告示の日から2週間
- 4 臨港地区の区域の案に関する変更請求及びその期限 この告示による臨港地区の区域の案が当該臨港区域を地先水面とする地域において、当該港湾の管理運営に必要な最小限度のものでないと認める利害関係人は、港湾法第38条第4項の規定により、案の縦覧期間の満了の日までに、その事実を国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。

沖縄県告示第453号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、平成3年沖縄県告示第668号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 宜野湾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 4・4・宜2号比屋良川公園
- 3 事業施行期間 平成3年8月23日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の変更

公 告

県営土地改良事業の施行に伴う工事が次のとおり完了した。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

土地改良事業の名称	完了年月日
伊計地区農地保全整備事業	令和4年5月27日

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年12月6日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
 - (2) 商号名 有限会社グリーンハウスプラン
 - (3) 代表者名 中原盛光
 - (4) 所在地 浦添市大平一丁目29番1-102
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第11273号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
 - (2) 商号名 有限会社沖縄管財
 - (3) 代表者名 兼城篤司
 - (4) 所在地 うるま市与那城照間975番地1
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13387号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
 - (2) 商号名 デルタ電気工業株式会社
 - (3) 代表者名 金城保
 - (4) 所在地 宜野湾市我如古二丁目36番15号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第2579号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、管工事業及び塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、管工事業及び塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
 - (2) 商号名 株式会社AGREX
 - (3) 代表者名 池原賢一
 - (4) 所在地 うるま市字赤道173番地8ボヌールマンション4階402号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第14547号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
 - (2) 商号名 株式会社ダイナックス
 - (3) 代表者名 野原一将
 - (4) 所在地 豊見城市字渡嘉敷248番地105号室
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-3）第11967号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
- (2) 商号名 株式会社清幸基工
- (3) 代表者名 三瓶忠幸
- (4) 所在地 うるま市字江洲2149番地4 ドミールNⅢ 1-B
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第14551号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
- (2) 商号名 株式会社沖伸総業
- (3) 代表者名 伊波恒治
- (4) 所在地 うるま市字江洲1364番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3) 第13791号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年7月28日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和4年8月16日
- (2) 商号名 有限会社金城重機土木
- (3) 代表者名 金城照政
- (4) 所在地 南大東村字在所127番地の1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29) 第9845号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和4年8月2日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地
---	--